

藤沢市職員定数条例の一部改正について

1 藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では、昭和24年に藤沢市職員定数条例（以下「条例」という。）を制定・施行して以降、「各年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数（別表）、いわゆる「条例定数」を改正してきました。

その中で、平成29年には、新たな行政需要への対応に加え、雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加への対応、また、令和2年には、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う職の整理への対応などにより、所要の改正を行ってきました。

「各年度の職員定数」

区分		令和2年度 定数	令和3年度 定数	令和4年度 定数	令和5年度 定数	令和6年度 定数 (予定)
市長部局の職員	一般職員	2,017 人	2,035 人	2,038 人	2,058 人	2,072 人
	市民病院職員	914 人	916 人	919 人	930 人	940 人
議会事務局職員		16 人	16 人	16 人	14 人	15 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		229 人	229 人	237 人	241 人	244 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
監査委員事務局職員		9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
農業委員会事務局職員		6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
消防職員		452 人	452 人	449 人	453 人	454 人
合計「各年度の職員定数」 A		3,652 人	3,672 人	3,683 人	3,720 人	3,749 人
(対前年度増減)		109 人	20 人	11 人	37 人	29 人
再任用短時間勤務職員のフルタイム換算分 B		57 人	57 人	46 人	35 人	33 人
「条例定数」 A + B		3,709 人	3,729 人	3,729 人	3,755 人	3,782 人

2 改正内容

条例定数 3,755人→3,782人(27人増)

「令和6年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める定数(別表)、いわゆる「条例定数」を改正するものです。

現行の条例定数(3,755人)+行政需要への対応による増減数(27人)=3,782人

「定数条例別表 増減表」

区分		現行の定数 A	業務増への対応 B	業務見直しによる減 C	行政需要への対応に伴う増減数 D (B+C)	改正定数 E (A+D)
市長部局の職員	一般職員	2,088人	38人	△24人	14人	2,102人
	市民病院職員	930人	10人	0人	10人	940人
議会事務局職員		14人	1人	0人	1人	15人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		245人	2人	0人	2人	247人
選挙管理委員会事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
監査委員事務局職員		9人	0人	0人	0人	9人
農業委員会事務局職員		6人	0人	0人	0人	6人
消防職員		454人	0人	0人	0人	454人
合計		3,755人	51人	△24人	27人	3,782人

(1) 行政需要への対応に伴う増減数(D)の内訳

ア 業務増への対応(B)の主な内容

保育所保育士配置基準変更への対応、こども家庭センター業務への対応、村岡地区整備事業への対応、債権管理体制の強化、ふるさと納税業務への対応、衛生施設・福祉施設等再整備への対応、小児医療費助成対象年齢の拡大及び児童手当拡充への対応、市民病院診療体制の充実に向けた対応、市議会政策形成機能の充実に向けた対応、小中学校再整備事業への対応

イ 業務見直しによる減(C)の主な内容

新型コロナウイルス感染症対応業務の執行体制の見直し、柄沢保育園の段階的縮小、庁舎総合案内業務の執行体制の見直し

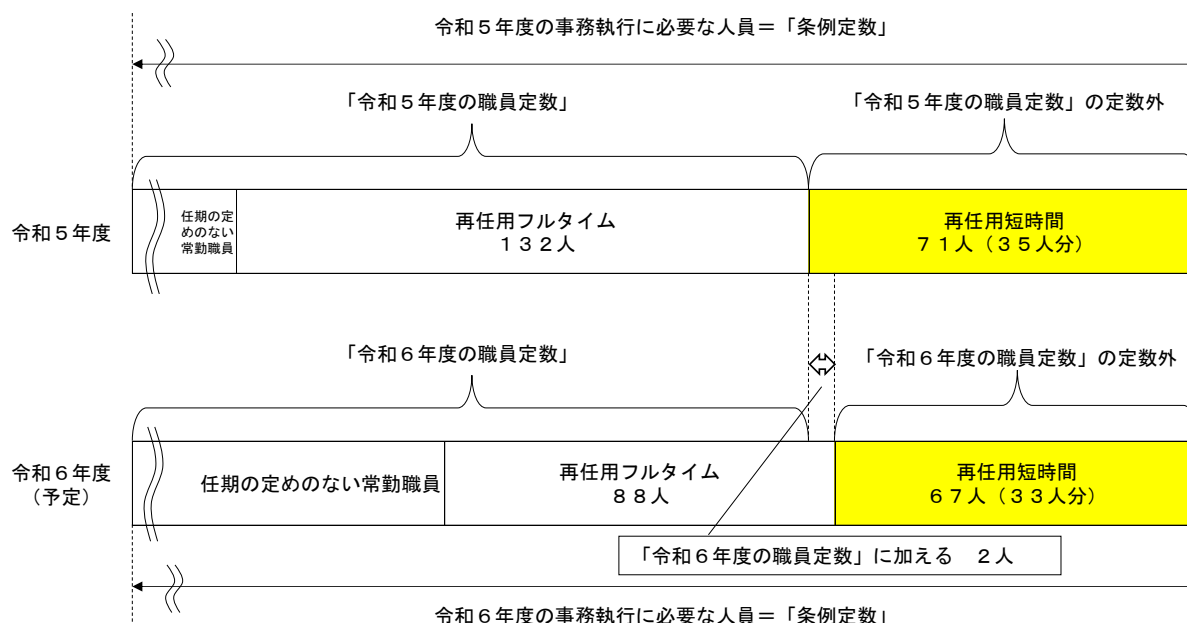
3 雇用と年金の接続に伴う定数の整理

雇用と年金の接続に伴い平成29年度に条例定数に加えた57人分については、新たに再任用になる職員が65歳を迎える年度まで原則フルタイム勤務となる令和4年度以降、その時点での再任用職員の状況により整理をすることとしています。

令和5年度から定年年齢の65歳への段階的な引上げが開始されましたが、令和6年度においては、再任用短時間勤務職員（定年引上げとなる職員で短時間勤務を希望する定年前再任用短時間勤務職員を含める。以下同じ。）の従事人数としては、67人（フルタイム換算33人分）を予定しています。令和5年度の再任用短時間勤務職員のフルタイム換算35人分から減少した2人分については、常時勤務職員を配置して対応します。

そうした状況を踏まえ、令和6年度については、次のイメージ図のとおり「条例定数」及び「各年度の職員定数」の整理を行います。

（イメージ図）



(1) 条例定数

条例定数は、任期の定めのない常勤職員、再任用フルタイム勤務職員のほか、各年度の職員定数の定数外の扱いとなる再任用短時間勤務職員をフルタイム

△換算した人数も含めており、事務執行に必要な人員の総数を定めたものです。

再任用短時間勤務職員の状況に伴い、事務執行に必要な人員の総数は変わらないため、条例定数に直接的な影響はありません。

(2) 各年度の職員定数

令和5年度の35人分と令和6年度の33人分の差である2人は、各年度の職員定数に含める常時勤務職員を配置することから、令和6年度の職員定数に加えます。令和7年度以降についても、再任用短時間勤務職員の状況に伴い常時勤務職員を配置していく場合には、同様に整理してまいります。

4 今後の職員定数の考え方

「行財政改革2024実行プラン」に位置付けた「適正な定員管理等による人件費の抑制」に資するため、「定員管理基本方針2024」に基づき、職員の適正配置を進めるとともに、令和6年度は現行の定員管理基本方針の最終年度に当たることから、本市の置かれた状況や将来見通しを踏まえた上で、より効率的な業務執行体制の確立に向けて、本方針の改定に取り組んでまいります。

以 上